（様式１１）

誓　約　書

１　児童福祉法第３５条第５項第４号に該当しないことを誓約します。

２　藤沢市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団等と関係がないことを誓約します。

３　開所時期について

（１）令和４年４月１日の開所を遵守します。

（２）選考後、入札が不調となった、工事期間が延長した等により開所が遅れた際には、選考の取り消しについて承諾します。

４　保育所設置認可関係の提出書類について

（１）認可手続きのスケジュールを理解し、確実な対応により提出期日を厳守します。

（２）対応の不備により選考の取り消しとなった場合は、取り消しについて承諾します。

５　提案内容に対する指摘等について

（１）選考委員会や県・市からの指摘及び近隣住民等からの要望があった場合は、計画の変更等の対応をいたします。

（２）近隣住民との良好な関係を構築するため、必要に応じて説明会及び意見交換会の開催やそれに伴い必要となる資料（日影図、パース等）の作成について、誠実に対応します。

６　保育士の確保について

　　職員の採用計画を立て、定員数の受け入れができる保育士数を確保します。

７　市との協力体制について

　　開園後、近隣に保育所が設置されることとなった場合、市の待機児童への対応を理解し、良好な関係を築くように努めます。

令和３年　　月　　日

法人名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　印

（参考資料）

**【児童福祉法第３５条 第５項 第４号（抜粋）】**

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、児童福祉法（以下、法という。）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、法第58条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該保育所の管理者であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含む。）であるとき。

　　ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者が、第58条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第58条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定しないことを決定する日までの間に第12項の規定による保育所を廃止した者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第46条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないであるとき。

チ　へに規定する期間内に第35条第12項の規定による保育所の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であった者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

**【藤沢市暴力団排除条例第２条（抜粋）】**

この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

２　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

３　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

４　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

５　暴力団経営支配法人等　法人でその役員(業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資，融資，取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。